生活支援サービス契約書

医療法人社団白水会（以下「甲」という）と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「乙」という）とは、賃貸借の目的である建物「HD ケア高田馬場（東京都新宿区高田馬場2丁目8番3号）」（サービス付き高齢者向け住宅）における乙に提供する生活支援サービスについて、次のとおり契約を締結します。なお、連帯保証人（以下「丙」という）、身元引受人（以下「丁」という）は各条項を熟読了承する。

第１条（契約の目的）

甲は、乙が安全かつ安心して主体的に生活を継続できるよう、乙に対し、サービス付き高齢者向け住宅における基本サービス（必須サービス）を提供するとともに、乙の希望に応じて、その他のサービス（選択サービス）を提供することを約し、乙は、その対価として第4条に定めるサービス料金を甲に支払うことを約します。

第２条（生活支援サービスの内容）

1　甲が乙に提供する生活支援サービスの内容の詳細は、生活支援サービス重要事項説明書（以下「重要事項説明書」という）に記載します。

2　甲は生活支援サービスの一部又は全部を第三者に委託することができるものとする。この場合、甲は乙に対し、委託先の履行について、乙の指示に基づくものである等乙の責に帰する場合を除き、自ら業務を遂行した場合と同様の責任を負うものとする。

第3条（サービス提供の記録）

1　甲は、乙の希望により提供する選択サービスについては、月毎にその提供の実績を、翌月末日までに、乙に対し書面により提示し、確認を受けることとします。

2　甲は、高齢者の居住の安定確保に関する法律第19条の規定に基づき、サービスの提供に関する諸記録を作成し、各事業年度終了後2年間保存します。

3　乙は、甲において、乙に関する第2項の諸記録を閲覧できます。

第4条（サービス料金等）

1　基本サービス（状況把握（安否確認）、生活相談、緊急時対応）の料金は、1人入居月額金40,000円、2人入居月額金60,000円（税込）とし、1か月に満たない期間のサービス料金については、1か月を30日として日割計算した額とします。

第5条（サービス料金の変更）

甲は、消費者物価指数、雇用情勢、その他の経済事情の変動により利用料金が不相当になった場合には、甲乙協議の上で、利用料金を変更することができます。

第6条（サービス料金の支払）

1　第4条第1項に定める基本サービスの料金について、甲は請求書に明細を付して翌月分を

毎月 10 日までに乙に請求し、乙は、毎月末日までに甲へ銀行指定口座への振込、または現金にて支払います。

2 第4条第2項に定める選択サービスの料金について、甲は請求書に明細を付して前月分を毎月 10 日までに乙に請求し、乙は、毎月末日までに甲へ銀行指定口座への振込、または現金にて支払います。

3 乙が月途中で本契約を解除した場合、1か月を30日として日割り計算の方法により甲が精算します。

4 甲は、乙から料金の支払を受けたときは、乙に領収書を発行します。

第7条(有効期間)

1 本契約の有効期間は、本契約成立の日から２年とします。ただし、事由の如何を問わず「HDケア高田馬場(東京都新宿区高田馬場2丁目8番3号)」における賃貸借契約が終了したとき及び乙が死亡したときは、本契約も終了します。

2 契約期間満了日の30日前までに、乙または乙の代理人から書面による契約解除の申し出がない場合、本契約は自動更新され、更新後の契約期間は２年とします。

第8条(事業者からの契約解除)

1 甲は、乙の行動が他の入居者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常の生活支援方法では、これを防止することができず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合に、本契約を解除することができます。

2 前項の場合、事業者は次の手続を行います。

①一定の観察期間をおくこと。

②主治医及び生活支援サービス提供スタッフ等の意見を聴くこと。

③契約解除の通告について30日の予告期間をおくこと。

④前号の通告に先立ち、入居者本人の意思を確認すること。

3 甲は、乙が正当な理由なく甲に支払うべきサービス利用料を 2 か月以上滞納した場合において、乙に対し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、なお期間内に滞納額の全額の支払いがないときは、この契約を解除することがあります。

第9条(利用者からの中途解約)

乙は、甲に対して、30日の予告期間をおいて文書で通知することにより、本契約を解約することができます。

第 10 条(秘密保持)

1 甲及びその従業者は、生活支援サービスを提供する上で知り得た乙及びその家族等に関する秘密を第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様とします。

2 前項の定めに関わらず、乙の個人情報を提供する必要がある場合は、必要の都度、乙の同意を得るものとします。

3 入居者及びその家族等の個人情報に関する取扱いについては、個人情報の保護に関する法

律（平成15年法律第57号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年東京都条例130号）を遵守します。

第 11 条（緊急時の対応等）

甲は、生活支援サービスを利用している乙に緊急な事態が生じた場合又は必要があると判断した場合は、緊急時マニュアルに応じて対応し、必要な措置を講じます。

第 12 条（賠償責任）

甲は、生活支援サービスの提供に伴って、甲の責めに帰するべき事由により乙の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合は、乙に対してその損害を賠償します。

第13条（相談・苦情対応）

甲は窓口を設置し、乙の相談、生活支援サービス事業に係る要望、苦情等に対し、誠実かつ迅速に対応します。

第14条（連帯保証人）

1　丙は本契約に基づく乙の甲に対する一切の債務について、本契約期間中はもちろん本契約が合意更新・法的更新された場合も乙と連帯して責めを負う。甲及び乙は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2　丙は本契約が終了しても。乙が本契約の精算を完了するまで、連帯保証の責を免れることはできない。

3　乙及び丙は丙が後見・保佐開始の審判を受けたときは。又は死亡、無資力、所在不明等の事由により連帯保証の責を果たし得ない状態に至ったときは、その旨を即日甲に通知する義務を負い、乙は直ちに甲が請求する資格を有する者を連帯保証人として変更または追加しなければならない。

4　乙は次の各号いずれかに該当した場合に限り、本契約の解除権を丙に授与するものとし、本契約をもって予め各処理手続きの一切を丙に委託し、丙はこれを受任する。この場合、丙は本契約の清算を乙の代理人として履行し、乙は丙が行った行為に対して一切の不服を申し立てない他、甲及び関係者に対して損害賠償その他の請求をしないものとする。

(1) 乙が本契約に基づく支払いを引き続き２ヶ月以上滞納し、丙が代わって２ヶ月以上請求をうけたとき。

(2) 乙が甲へ通知せずして所在不明のまま２ヶ月以上経過したとき。

(3) 乙が死亡または破産その他の事由により本契約の履行が困難な状況に陥ったとき。

5　乙は本契約の精算を完了するまで、甲の承諾なく前項の委任を解約することはできない。

6　第1項の丙の負担は記名押印欄に記載する極度額を限度とする。

第 15 条（身元引受人）

1　丁は、本契約期間中はもちろん本契約が合意更新・法的更新された場合も身元引受人とし

ての責を負う。

2　丁は本契約が終了して終了して、本契約の精算が完了するまで、身元引受人としての責を免れることはできない。

3　乙及び丁は丁が後見・保佐開始の審判を受けたときは。又は死亡、無資力、所在不明等の事由により身元引受人の責を果たし得ない状態に至ったときは、その旨を即日甲に通知する義務を負い、乙は直ちに甲が請求する資格を有する者を身元引受人として変更または追加しなければならない。

4　乙が疾病等により医療機関及び療養機関又は介護施設に入院入所する必要が生じた場合、乙は丁に対して本契約の解除権及び入院入所手続きを行う権限を授与するものとする。

5　お湯は、甲の承諾なく前項の委任を他の者に変更することはできない。

6　身元保証人は連帯保証人を兼ねることができる。

第16条（重要事項説明確認）

契約の締結に当たり、甲は乙に対し、別に作成する重要事項説明書に基づき重要な事項の説明を行い、乙はその内容を了承したものとします。

第17条（本契約に定めのない事項）

1　甲及び乙は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2　この契約に定めのない事項については、甲及び乙が誠意を持って協議のうえ定めます。

第18条（合意管轄）

本契約に関して訴訟の必要が生じたときは、「HD ケア高田馬場（東京都新宿区高田馬場2丁目8番3号）」の所在地を管轄する地方裁判所を第一審管轄裁判所とします。

以下余白

前記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙記名押印の上、その 1 通を保有するものとします。

年　　月　　日

甲（登録事業者）
＜住所＞　　東京都新宿区高田馬場2丁目8番3号）
＜氏名＞　　医療法人社団白水会　理事長　成田　佳乃　　印

乙（契約者）
＜住所＞
＜氏名＞　　印

丙（連帯保証人）
＜住所＞
＜氏名＞
印

（極度額）生活支援サービス費　12 か月分を限度とする。

丁（身元引受人）
＜住所＞
＜氏名＞　　印